

米沢市長 あて

(住宅の所有者等) ※自筆のこと
申請者名

令和6年度米沢市住宅リフォーム支援事業費補助金交付申請書

標記の件について、下記のとおり申請いたします。

記

1 補助申請額 円 (※工事金額ではありません。)

2 補助対象の住宅

住宅の所在地	米沢市
電話番号	()
住宅の用途	該当するものにチェック <u>(☑)</u> してください。 <input type="checkbox"/> 専用住宅 (一戸建て) <input type="checkbox"/> 併用住宅 (住宅部分のみが対象です) <input type="checkbox"/> 共同住宅の一部 (区分所有のものに限る)
住宅の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ()

3 申請にあたっての確認事項

以下の事項に同意の上、下記☐にチェック (☑) してください。 私はこの住宅を所有しています (所有権持分があります)。

4 施工業者等に委任する方のみ記入

 私は代理人 (施工業者等) に補助金申請等の手続きを委任します。**委任状** (申請者に代わり代理人が提出する場合のみ記入してください。)

令和6年度米沢市住宅リフォーム支援事業費補助金申請の手続き (補助金の受領を除く) に関する一切の権限について、下記の者を代理人と定め委任いたします。

申請者 (委任者)	住所	
	氏名	印
代理人 (受任者)	住所	
	氏名	印
	連絡先	

裏面もご覧下さい。

5 本申請書とともに提出するもの（耐震改修工事は別途要問合せ）

本申請書とともに以下の書類を提出してください。（■印は必須、◇印は該当する場合のみ提出）

■基準点チェックリスト

■工事図面（上記点数が確認できるもの）※併用住宅については各階平面図

■工事の見積書

■着工前写真（工事箇所全て）

L版サイズ等の写真は、A4版の台紙に貼り付けて提出してください。デジカメ写真の場合も、A4版の紙に鮮明に印刷し、提出してください。

■住民票（1通400円）

・移住世帯、新婚世帯、子育て世帯でご申請の方・・・申請者を含む世帯全員分の住民票。

・上記以外の世帯でご申請の方・・・申請者本人の分（世帯一部）の住民票。

を市役所1階市民課で取得してください。なお、補助金等交付申請書の提出日前3月以内に交付されたもので、世帯主・続柄がわかるものに限りです。

■市税の納付に関する証明書（1通400円）

「市税の納付に関する証明書（兼証明願）」を市役所2階納税課にお持ちになり、窓口へ備え付けてある「納税証明書等交付申請書」（びわ色の用紙）と共に申請し、証明を受けてください。※住民票と併せて申請される方は、市役所1階市民課へ申請してください。

■暴力団排除に関する誓約書（申請者本人の署名、押印のうえ提出してください。）

◇ 県産木材使用量計算書（交付申請時用）

県産木材を使用して基準点を満たす場合のみ必要です。施工者（代表者）の印があるものを提出してください。

◇ 戸籍謄本の写し 新婚世帯の要件を満たす場合のみ必要です。

（注）建築確認申請が必要な工事にあつては、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証を受領した後に申請してください。

※以下の制度を利用する工事は、本制度と工事内容が異なるものは補助対象になりません。

- 介護保険制度に伴う住宅改修（高齢福祉課）
- 米沢市公共下水道普及促進補助金（水道課）
- 米沢市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金（下水道課）
- 米沢市空き家・空き地利活用支援事業補助金（建築住宅課）
- 米沢市融資あっせん及び利子補給制度（業務課）

※工事請負契約書の写しについて

工事請負契約書の写しは完了時提出になりますのでご注意ください。なお、補助対象となるためには、交付決定通知を受けてから工事請負契約締結・着工を行ってください。

契約者は必ず申請者本人としてください。

契約書は写し（コピー）をご提出ください。（原本は契約当事者が保管します。）

契約書には契約金額に応じた印紙を貼り、割り印をしてください。

注文書と請書で契約書に代える場合は、いずれか一方の提出でかまいません。